

写

職員の給与に関する報告及び勧告
公務運営の課題に関する報告

令和3年10月

沖縄県人事委員会

人委第394号
令和3年10月5日

沖縄県議会議長 赤 嶺 昇 殿
沖縄県知事 玉 城 康 裕 殿

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

職員の給与に関する報告及び勧告並びに公務運営の課題に
関する報告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告します。あわせて、公務運営の課題について別紙第3のとおり報告します。

目 次

別紙第1 職員の給与に関する報告	1
1 職員の給与	1
2 民間の給与	3
3 職員給与と民間給与との比較	5
4 物価及び生計費	6
5 人事院勧告等の概要	7
6 本年の給与改定	7
7 勧告実施の要請	8

別紙第2 勧告	11
---------	----

別紙第3 公務運営の課題に関する報告	13
1 勤務環境の整備	13
2 人材の確保及び育成	17
3 服務規律の確保と法令遵守の徹底	19

参考資料

1 職員給与関係	1
2 民間給与関係	41
3 標準生計費及び労働経済指標	59
4 人事院勧告等の骨子	63

別紙第 1

職員の給与に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与、民間の給与、人事院の給与勧告及びその他職員の給与決定等に関する諸条件について調査検討を行っており、その結果を次のとおり報告する。

1 職員の給与

(1) 職員の状況

本委員会は、本年 4 月現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和 3 年職員給与等実態調査」を行った。

その結果、第 1 表に示すとおり、職員の総数は 20,345 人であり、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、海事職、教育職、研究職、医療職及び任期付の職について 9 種 11 給料表が適用されている。

第 1 表 職員の状況

(単位：人)

職務の種類 区分	行政職	公安職	海事職	教育職	研究職	医療職	特定任期付の職	任期付の職 (行政職)	任期付の職 (医療職 (3))	計
職員数	4,621	2,869	41	12,284	207	282	3	11	27	20,345
職員の例	行政職員	警察官	船員	小中高 校等の 教員	農林水産 工業関係 研究員	医師 保健師 等	特定任期 付職員	行政職員	看護師	
給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	海事職 給料表	教育職 給料表 (1)(2)(3)	研究職 給料表	医療職 給料表 (1)(2)(3)	条例第7条 第1項の 給料表	行政職 給料表	医療職 給料表 (3)	

- (注) 1 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 1 項の規定により採用された職員の職である。
 2 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 3 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 2 条第 2 項の規定により採用された職員の職である。

職員の平均像は、平均年齢 42.2 歳、平均経験年数 19.6 年、平均扶養親族数 1.1 人である。このうち、各給料表の基準となっている行政職給料表の適用者の平均像は、平均年齢 40.8 歳、平均経験年数 17.9 年、平均扶養親族数 1.0 人となっている。

また、職員全体及び行政職給料表の適用者の男女別・学歴別構成は、第 2 表に示すとおりである。

第 2 表 職員の男女別・学歴別構成

(単位：人、() 内は%)

区 分	男 性	女 性	合 計
職員全体	11,124 (54.7)	9,221 (45.3)	20,345 (100.0)
行政職	2,863 (62.0)	1,758 (38.0)	4,621 (100.0)

区 分	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	合 計
職員全体	16,448 (80.8)	2,067 (10.2)	1,808 (8.9)	22 (0.1)	20,345 (100.0)
行政職	3,604 (78.0)	566 (12.2)	451 (9.8)	0 (0.0)	4,621 (100.0)

(注) 構成比は、四捨五入の関係で必ずしも合計とは一致しない。

(2) 職員の平均給与月額

本年 4 月における職員全体の平均給与月額は、第 3 表に示すとおり、384,577 円となっている。また、行政職給料表の適用者の平均給与月額は 346,499 円である。

第 3 表 職員の平均給与月額

(単位：円)

区 分		職 員 全 体	行 政 職
平 均 給 与 月 額		384,577	346,499
内 訳	給 料	350,513	314,129
	扶 養 手 当	11,876	10,711
	そ の 他	22,188	21,659

(参考資料 1 職員給与関係 参照)

2 民間の給与

(1) 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との比較・検討を行うため、人事院と共同して、企業規模 50 人以上、かつ、事業所規模 50 人以上の県内 346 の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 134 事業所を対象に「令和 3 年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、本年 4 月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。また、本年も引き続き、給与改定の状況等について調査を行った。

(2) 調査の結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況等

第 4 表に示すとおり民間事業所においては、一般の従業員について、ベース改定の慣行のない事業所の割合が 70.3%（昨年 59.8%）となっており、ベースアップを実施した事業所の割合は 13.1%（同 23.3%）となっている。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は 16.6%（同 16.9%）となっている。

また、第 5 表に示すとおり、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 75.6%（昨年 77.6%）となっている。一方で、定期昇給を中止した事業所の割合は 5.4%（同 5.2%）、定期昇給制度のない事業所の割合は 19.0%（同 17.2%）となっている。

第 4 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
一般従業員（係員）	13.1	16.6	0.0	70.3
管理職（課長級）	12.1	16.7	0.0	71.2

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
一般従業員（係員）	81.0	75.6	14.9	11.7	49.0	5.4	19.0
管理職（課長級）	80.7	74.4	14.4	13.2	46.8	6.3	19.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、第6表に示すとおり、大学卒で34.5%（昨年38.1%）、高校卒で22.0%（同31.1%）となっており、そのうち大学卒で24.6%（同45.4%）、高校卒で25.0%（同47.7%）の事業所で、初任給は増額となっている。

第6表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学 歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大 学 卒	34.5	(24.6)	(70.3)	(2.0)	65.5
高 校 卒	22.0	(25.0)	(75.0)	(0.0)	78.0

(注) 1 事務員と技術者を対象としたものである。
2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

ウ 諸手当の支給状況

(7) 家族手当の支給状況

家族手当の支給状況は、第7表に示すとおり、扶養家族の構成別の手当の平均支給月額、配偶者について7,728円、配偶者と子1人について10,858円、配偶者と子2人について13,624円となっている。

第7表 民間における家族手当の支給状況

(単位：円)

扶 養 家 族 の 構 成	平 均 支 給 月 額
配 偶 者	7,728
配 偶 者 と 子 1 人	10,858
配 偶 者 と 子 2 人	13,624

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象とした。

(イ) 特別給の支給状況

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、第8表に示すとおり、所定内給与月額との4.29月分となっている。

第8表 民間における特別給の支給状況

項 目		事務・技術等従業員
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	295,741 円
	上 半 期 (A ₂)	296,875 円
特別給の支給額	下 半 期 (B ₁)	631,327 円
	上 半 期 (B ₂)	639,422 円
特別給の支給割合	下 半 期 ($\frac{B_1}{A_1}$)	2.13 月分
	上 半 期 ($\frac{B_2}{A_2}$)	2.15 月分
年 間 の 平 均		4.29 月分

(注) 下半期とは令和2年8月から令和3年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

(参考資料2 民間給与関係 参照)

3 職員給与と民間給与との比較

前記の職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表の適用者、民間においてはこれに相当する職種の者について、役職段階、学歴、年齢の給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、その較差を算出したところ、第9表に示すとおり、職員給与が民間給与を1人当たり27円(0.01%)上回っていた。

第9表 公民給与の較差

民間従業員給与 (A)	職員の給与 (B)	公民給与の較差 (A) - (B) $\left(\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right)$	
348,831 円	348,858 円	△ 27 円	(△ 0.01%)

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 公民給与の較差は、ラスパイレス方式により算定したものである。

職員給与と民間給与を比較する際の役職の対応関係は、第10表に示すとおりである。

第10表 公民比較における役職の対応関係

職務の級	企業規模 500 人以上の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所	企業規模 100 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）	支店長、工場長、部長、部次長、中間職（部長－課長間）
8 級	課長		
7 級		課長代理、中間職（課長－係長間）	課長
6 級	課長		
5 級		課長	
4 級	課長代理、中間職（課長－係長間）		課長代理、中間職（課長－係長間）
3 級		係長	
2 級	主任、中間職（係長－係員間）		主任、中間職（係長－係員間）
1 級		係員	

4 物価及び生計費

(1) 物価指数

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、第11表に示すとおり、昨年4月に比べ那覇市で0.1%、沖縄県で0.4%、全国で0.4%下降している。

第11表 消費者物価指数

区分	令和3年4月	令和2年4月	対前年同月比 (%)
那 覇 市	101.4	101.5	△ 0.1
沖 縄 県	101.3	101.8	△ 0.4
全 国	101.4	101.9	△ 0.4

(注) 平成27年=100とした指数である。

(2) 標準生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）等を基礎として算定した本年4月における那覇市の世帯人員別標準生計費は、第12表に示すとおりとなっている。

第12表 那覇市における世帯人員別標準生計費

(令和3年4月分)

1人	2人	3人	4人	5人
107,540円	171,450円	179,710円	187,980円	196,260円

(参考資料3 標準生計費及び労働経済指標 参照)

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与に関する報告及び勧告、公務員人事管理に関する報告並びに国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を行った。そのうち、給与勧告の概要は次のとおりである。

(1) 月例給

月例給については、本年4月分の官民比較の結果、国家公務員給与が民間給与を一人当たり平均19円(0.00%)上回っており、民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わないこととした。

(2) 特別給

また、特別給(ボーナス)については、公務が民間を0.13月分上回っていたことから0.15月分引き下げることとし、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととした。

(参考資料4 人事院勧告等の骨子 参照)

6 本年の給与改定

職員の給与については、国、他の都道府県及び民間の給与水準に均衡させるとともに、社会一般の情勢に適応するよう措置する必要がある。

本年の職員給与及び民間給与の実態調査の結果、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、職員の給与決定に関する基礎的諸条件については、以上述べてきたとおりであり、本委員会は、職員の給与について、次のとおり報告する。

(1) 給料表

給料表については、職員給与が民間給与をわずかに上回っているものの較差が極めて小さいこと、また、国及び他の都道府県の給与水準との均衡等を考慮し、改定を行わないことが適当である。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.15月分引き下げて4.30月分とすること。

支給月数の引き下げ分は、本年度については12月期の期末手当を0.15月分引下げ、令和4年度以降においては6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分すること。

再任用職員、大学の学長、任期付研究員及び特定任期付職員についても、この改定との均衡を考慮した措置を行うこと。

(3) その他の課題

児童相談所に勤務する職員については、児童虐待相談件数の増加等に伴う業務量の増大や事案の複雑化、専門化等により業務の困難性・特殊性が増していることから、児童相談所に勤務する児童福祉司等の処遇改善に向け、業務の実態や他の都道府県の状況を考慮し、特殊勤務手当の改正について検討する必要がある。

7 勧告実施の要請

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、職員においては、県民の公務に寄せる信頼と期待に応えるべく高い使命感と誇りを持って職務に精励していることに深く敬意を表する。

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与等の制度及び水準を確保するためのものである。

本年の勧告は、昨年来の厳しい経済情勢を受けて月例給の据置き

及び特別給の引下げという厳しい勧告内容となったが、公務員の給与は民間の水準と均衡させることにより社会一般の情勢に適応した適正な水準が確保されるものであることを御理解いただきたい。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の職員の給与に関する報告に基づき、次の事項を実現するため、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 53 号）、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 51 号）及び沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年沖縄県条例第 52 号）を改正することを勧告する。

1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和 3 年 12 月期の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

期末手当の支給割合を 1.15 月分（再任用職員にあっては、0.625 月分）とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 0.95 月分（再任用職員にあっては、0.525 月分）とすること。

ウ 大学の学長

期末手当の支給割合を 1.575 月分とすること。

(2) 令和 4 年 6 月期以降の支給割合

ア イ及びウ以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.225 月分（再任用職員にあっては、それぞれ 0.675 月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

ウ 大学の学長

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の期末手当の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の期末手当の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)、3の(2)については、令和4年4月1日から実施すること。

公務運営の課題に関する報告

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大、長期化し、公務が果たすべき役割は感染症対策にとどまらず、経済対策や生活保障など多岐に及んでいる。

災害級ともいえる現下の状況において、県民の苦難と不安を取り除くためには、組織のパフォーマンスを最大化する必要がある。このような時こそ、職員一人一人が能力を十分に発揮し活躍できる勤務環境を整えることが重要であり、長時間労働を是正し、ワーク・ライフ・バランスを着実に推進することが求められる。

また、コロナ禍後、本県の振興に全力でまい進するためには、公務職場の魅力を高めながら、有為な人材の確保及び育成のための努力を途切れることなく行う必要がある。

これらを踏まえ、公務運営の課題に関し、以下のとおり報告する。

1 勤務環境の整備

(1) 長時間勤務の是正と勤務時間の適正把握

本県においては、昨年4月から人事委員会規則や任命権者の方針等により、職員に時間外勤務命令を行うことができる上限を設け、時間外勤務の縮減に取り組んでいる。しかしながら、恒常的な業務に加え、非常事態に対応する多くの職員に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない状況が続いている。災害の対処等、緊急性の高い業務においては、上限にかかわらず時間外勤務を命令することができるが、あくまでも必要最小限の範囲で行い、職員の健康が確保されるべきである。

教職員についても、全国的に過重労働が課題となる中、コロナ禍における遠隔学習の実施や衛生環境の整備、学校行事の変更実施等、通常とは異なる学校運営のほか、不安を感じる児童生徒のケアや健康観察などの負担が増大している状況である。

長時間労働は、職員自身の努力のみによって是正することは困難であることから、管理監督者は、職員の健康と安全を確保するため、適正な勤務時間の管理や業務配分の点検、精神的不安の緩和等、負担軽減のための取組をきめ細かく行う必要がある。

さらに、管理監督者についても、非常事態への対応を迫られるときには、精神的緊張と長時間労働が発生し、過重労働となる。任命権者は、管理監督者の勤務状況を把握するとともに、その職責に配慮し業務体制の点検や健康管理に努めなければならない。また、管理監督者自身も、職責を全うするため自ら健康管理に努めることが重要である。

本年7月、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が閣議決定され、公務においても、過労死等防止対策を推進することとされた。任命権者は、職員を過労死させないため、勤務時間を適正に把握することはもとより、休憩時間及び休日の確保、休暇の取得促進等の取組を徹底する必要がある。

併せて、議会对応や予算・人事・企画等の全庁的な業務については、引き続き関係機関が協力して合理化に取り組んでいくことが求められる。議会におかれては、職員の長時間労働の是正に配慮いただいているところであるが、今後とも御理解と御協力をお願いしたい。

業務の再配分を含む合理化等を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない部署については、人員の増員を行う必要がある。また、過重労働によって健康障害を引き起こすリスクが高いと判断される職員については、人事異動を含めたあらゆる方策を検討し、適時に実施する必要がある。

(2) ワーク・ライフ・バランスの推進等

ワーク・ライフ・バランスを推進するには、長時間勤務の是正はもとより、職員の希望や状況に応じた働き方が可能な環境を整備し、各種支援制度が適切に活用されることも重要である。

本年8月、人事院は、「国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）」の改正について意見の申出を行うとともに、人事院規則の改正により妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための休暇の新設等の措置を講じることとした。本県においても、人事院の改正を踏まえ仕事と育児や介護が両立できるよう会計年度任用職員も含めた職員の支援制度を拡充する必要がある。

時差出勤制度や在宅勤務を含むテレワーク制度については、感染症対策や災害時における行政機能維持にも有効な手段であるとともに、ライフスタイルに応じた働き方を推進する方法としても期待される。令和2年度からは感染症拡大防止のため、一部の任命権者において緊急措置として実施されているが、これまでの取組から明らかとなった課題を検証し、ICT環境の整備をはじめ、労務管理等におけるルールづくりを行うことが重要である。

併せて、本委員会が言及している休憩時間の付与や宿日直等の勤務体制等についても適切な管理に努める必要がある。

赴任に際し転居を必要とする職員については、今後とも職員の住環境を安定的に確保するため、的確な状況把握に努めるとともに、公務に支障を来すことがないように、適切な取組を継続していく必要がある。

(3) ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながることから、各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいるところである。昨年は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）」が施行され、いわゆるマタニティハラスメ

ントを含め各ハラスメントの防止対策が強化されたことから、任命権者は適切な措置を講じる必要がある。

ハラスメントを防止するためには、職員がハラスメントの定義を理解するとともに、自らの言動が職場環境に甚大な影響を与えること、ハラスメントは人権に関わる問題であり、職員の尊厳、人格を傷つける行為であること、また、ハラスメント行為は懲戒事由に当たることが認識し、組織を挙げて不適切な言動を行わない、行わせないことが重要である。

また、任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により意識啓発を図る必要がある。

(4) 心身の健康管理

職員の心身の健康管理は、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能力の維持向上の観点からも重要な課題である。

病気休職や長期の病気休暇の理由としては、依然として精神性疾患が高い割合を占めている。精神性疾患の要因は、仕事、勤務環境、人間関係、家庭、地域等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。相談体制を整え、職員に十分に周知するとともに、管理監督者及び相談担当職員に対する研修等を実施し、メンタルヘルスケアを積極的に実施していくことが重要である。

また、産業医の面接指導対象となった職員は一人でも多く面接を受けることが重要であるが、特に、月100時間を超える時間外勤務を行った職員や長期間にわたり過重労働が続いている職員、心理的負担の大きい職員については、確実に面接指導を受ける必要がある。

令和2年度は、一部の任命権者において、新規採用職員に対するメンタルヘルスケアが行われた。採用後の不安な時期に、セルフケアの大切さと相談体制の周知が行われることにより、メンタル不調の早期発見と適切な対応が期待できる。今後とも、任命権者は必要な職員に

対し、時機を逸することなく心身のケアに取り組んでいただきたい。

また、ストレスチェックについては、集団分析結果を組織運営に活用させる必要がある。

2 人材の確保及び育成

(1) 人材の確保

県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供するためには、有為な人材を継続的に確保していくことが重要である。

しかしながら、近年、職員採用試験の受験者数が減少傾向にあり、特に一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、受験者数の減少に加え、採用辞退が相当数発生しており、職員採用を取り巻く環境は、ますます厳しくなることが予想される。

こうした状況を改善するため、県職員の仕事内容やその魅力について、ウェブ会議を利用した職員採用ガイダンスを含めインターネット等による情報発信を積極的かつ効果的に行っていく必要がある。

また昨今、公務員人気は低下していると言われるが、その背景に公務に対するイメージの悪化があることが懸念される。これを払拭するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進など公務職場の魅力を高めるための取組も重要である。

(2) 人材の育成

人材の育成については、任命権者で定める人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心に、職場研修や専門機関での研修等を通して、継続的に職員全体の能力向上を図る必要があるが、昨年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集合研修は中止や縮小等を余儀なくされている。

インターネット等を利用したオンライン型の研修は、場所や時間に制限されずに受講が可能という利点がある。社会環境が変化する中にもあっても効果的な人材育成が行えるよう、従来の集合・対面型の研修

と併せて、ICTを活用した新たな方法を積極的に導入する必要がある。

女性職員の登用拡大について、任命権者においては、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであるが、前期計画期間の目標は未達成であった。今年度から後期行動計画が開始したところであり、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、性別にかかわらず一人一人の能力を十分に発揮し、働きがいを持って活躍できる職場環境の整備を進めていく必要がある。

(3) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度は平成28年度に本格導入され、任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活用が図られてきたところである。人事評価の導入によって評価者と被評価者の意思疎通が図られ、業務目標の共有化や職務上の相談・助言等の円滑化に効果があったほか、勤務実績をより客観的に把握できるようになり、適切な処遇と指導に繋がっている。

今後とも、評価者の資質と技術の向上を図るとともに、被評価者の制度への理解を深めるため、研修を充実させていくことが重要である。

なお、評価結果の給与への反映については、本則適用に向けて、制度の公平性・納得性を高める取組を行う必要がある。

(4) 定年の引上げ

平均寿命の伸長や少子高齢化の進展を踏まえ、高齢期職員の能力を最大限活用するため、地方公務員法の一部が本年6月に改正され、令和5年度から令和13年度まで、定年を2年に1歳ずつ、最終的に65歳まで引上げることとなった。

定年の引上げと併せて、組織全体としての活力の維持や高齢期職員の多様な職業生活を支援するため、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）及び定年前再任用短時間勤務の制度も導入される。

また、60歳を超える職員の給料月額及び退職手当の算定について

は、国家公務員における取扱いを踏まえ、本県においても必要な措置を講じる必要がある。

定年引上げは、人事管理全般に影響を及ぼす重要事項である。組織パフォーマンスをより向上させるため、高齢期職員が能力と経験を適切に発揮できる配置のあり方、役職定年制の対象となる管理監督職の範囲、中長期的視点に立った新規採用計画等について、関係条例・規則をはじめとする制度設計の検討を早期に進める必要がある。

3 服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として不祥事が発生している状況にある。一部の職員によるものとはいえ、不祥事等の発生は、県行政への信頼を大きく損なうものである。職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

県は令和2年2月に内部統制に関する方針等を策定し、知事の権限に属する事務の適正な執行を確保するための体制の整備及び運用に取り組んでいる。

任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1 職員給与関係

令和3年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数	2
第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布	3
第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	4
第4表 職員の平均給与月額	4
第5表 職員の適用給料表別給与支給状況	5
第6表 職員の扶養親族数別人員	6
第7表 職員の住居手当の支給状況	6
第8表 職員の単身赴任手当の支給状況	6
第9表 職員の通勤手当の支給状況	7
第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移	7
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布	8
第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布	40

2 民間給与関係

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	41
第13表 産業別、規模別調査事業所数	42
第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	42
第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	43
第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	57

3 標準生計費及び労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月分）	59
第18表 労働経済指標	60

4 人事院勧告等の骨子

給与勧告の骨子	63
公務員人事管理に関する報告の骨子	65
国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子	67

1 職員給与関係

令和3年職員給与等実態調査の概要

1 調査の目的

この調査は、職員の給与等の実態を把握し、給与制度を検討するために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査対象

次の条例の適用を受ける常勤職員で、令和3年4月1日に在職する者とした。ただし、休職者、派遣職員、停職者、育児休業中の職員等を除く。

- (1) 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）
- (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）
- (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

なお、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける常勤職員はいなかった。

3 調査時期

令和3年4月1日現在

4 調査事項

- (1) 在勤公署等に関する事項
- (2) 職員の経歴等に関する事項
- (3) 諸手当等に関する事項
- (4) 給与等の支給状況に関する事項
- (5) 採用者数等に関する事項
- (6) 再任用職員の各給料表の級別人員分布に関する事項

第1表 職員の適用給料表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均扶養親族数

(職員給与等実態調査)

職務の種類	区分 職員の例 給料表		職員数				平均年齢		平均経験年数		平均扶養親族数	
			令和3年4月	構成比	令和2年4月	増減率	令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月	令和3年4月	令和2年4月
			人	%	人	%	歳	歳	年	年	人	人
全職員			20,345	100.0	20,288	0.3	42.2	42.0	19.6	19.4	1.1	1.1
行政職	行政職員	行政職	4,621	22.8	4,595	0.6	40.8	40.6	17.9	17.7	1.0	1.0
計			12,115	59.5	12,152	△ 0.3	41.9	41.7	19.3	19.1	1.2	1.3
行政職	行政職員	行政職	4,266	21.0	4,231	0.8	40.8	40.7	18.0	17.8	1.1	1.1
公安職	警察官	公安職	2,869	14.1	2,892	△ 0.8	38.6	38.4	17.4	17.3	1.7	1.7
海事職	船員	海事職	41	0.2	43	△ 4.7	41.0	44.2	20.0	23.3	1.5	1.5
教育職	大学の教授、講師等	教育職(1)	44	0.2	120	△ 63.3	48.5	49.1	24.9	24.7	0.7	0.7
	高校・特別支援学校の教諭	教育職(2)	4,394	21.6	4,400	△ 0.1	45.1	44.5	22.0	21.4	1.2	1.2
	小中学校の教諭	教育職(3)	39	0.2	38	2.6	43.0	43.4	20.2	20.4	1.5	1.7
研究職	農林水産工業関係研究員	研究職	207	1.0	203	2.0	40.8	41.0	17.1	17.2	1.1	1.2
医療職	医師及び歯科医師	医療職(1)	20	0.1	21	△ 4.8	46.2	48.2	20.8	22.4	1.0	1.1
	獣医師	医療職(2)	108	0.5	112	△ 3.6	43.3	43.1	18.7	18.4	0.8	0.8
	保健師	医療職(3)	86	0.4	84	2.4	37.1	37.6	14.4	15.0	0.5	0.5
特定任期付の職	特定任期付職員	条例第7条第1項の給料表	3	0.0	3	0.0	68.0	67.0	43.0	42.0	0.0	0.0
任期付の職	一定期間の業務に従事する職	特定業務等従事任期付職員	-	-	1	-	-	*	-	*	-	*
	行政職員	行政職	11	0.1	4	175.0	40.6	53.8	15.0	24.8	0.6	0.8
	看護師	医療職(1)	27	0.1	-	-	43.2	-	16.9	-	0.6	-
市町村立学校関係の職			8,230	40.5	8,136	1.2	42.7	42.6	20.0	19.8	1.0	1.0
行政職	行政職員	行政職	355	1.7	364	△ 2.5	40.0	39.4	17.1	16.5	0.7	0.6
教育職	小中学校の教諭	教育職(3)	7,807	38.4	7,704	1.3	42.9	42.8	20.2	20.1	1.0	1.0
医療職	小中学校の栄養職員	医療職(2)	68	0.3	68	0.0	33.8	34.4	11.8	12.3	0.6	0.6

- (注) 1 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。
 2 内訳は、上記(注)1の「*」の関係や四捨五入の影響で必ずしも計とは一致しない。
 3 特定任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により採用された職員の職である。
 4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 5 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第2表 職員の適用給料表別、年齢階層別人員分布

(令和3年職員給与等実態調査)

給料表 年齢 階層	全職員										関係係職員										市町村立学校関係職員																																																											
	行政職					公安職					海事職					教育職(1)					教育職(2)					教育職(3)					研究職					医療職(1)					医療職(2)					医療職(3)					条例第7条 第1項の給料表					行政職 (任期付の職)					医療職(3) (任期付の職)					行政職					教育職(3)					医療職(2)				
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人																				
計	20,345	4,621	12,115	4,266	2,869	41	44	4,394	39	207	20	108	86	3	11	27	355	7,807	68																																																													
20歳未満	42	9	42	9	33	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—																																																													
20歳以上 24歳未満	499	141	337	137	178	2	—	11	—	6	—	1	1	—	1	—	4	157	1																																																													
24歳以上 28歳未満	1,293	388	746	359	281	3	—	59	—	14	3	4	20	—	2	1	547	510	8																																																													
28歳以上 32歳未満	1,675	479	992	438	357	5	3	135	3	23	2	8	14	—	1	3	683	624	18																																																													
32歳以上 36歳未満	1,984	532	1,135	453	314	2	1	302	2	29	2	10	19	—	—	1	849	751	19																																																													
36歳以上 40歳未満	2,192	434	1,359	399	343	4	6	565	4	19	—	11	3	—	1	4	833	785	13																																																													
40歳以上 44歳未満	2,584	504	1,592	482	371	6	4	669	8	24	—	14	6	—	1	7	992	966	4																																																													
44歳以上 48歳未満	3,188	801	2,075	755	350	8	6	889	13	22	2	23	1	—	1	5	1,113	1,065	2																																																													
48歳以上 52歳未満	2,915	670	1,775	620	280	5	6	797	8	39	1	13	6	—	—	—	1,140	1,090	—																																																													
52歳以上 56歳未満	2,189	395	1,156	366	175	3	7	550	1	24	4	17	5	—	3	1	1,033	1,001	3																																																													
56歳以上 60歳未満	1,769	268	891	248	187	3	4	417	—	7	3	7	11	—	1	3	878	858	—																																																													
60歳以上	15	—	15	—	—	—	7	—	—	—	3	—	—	3	—	2	—	—	—																																																													

(注) 1 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 2 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第3表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

(令和3年職員給与等実態調査)

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
全	職員	% 100.0	% 80.8	% 10.2	% 8.9	% 0.1	% 54.7	% 45.3
	行政職	100.0	78.0	12.2	9.8	-	62.0	38.0
県 関 係 職 員	計	100.0	79.7	5.4	14.8	0.2	65.7	34.3
	行政職	100.0	79.8	10.1	10.2	-	64.6	35.4
	公安職	100.0	53.0	0.8	45.5	0.7	91.7	8.3
	海事職	100.0	14.6	39.0	46.3	-	100.0	-
	教育職(1)	100.0	84.1	13.6	2.3	-	25.0	75.0
	教育職(2)	100.0	96.3	3.2	0.5	-	51.3	48.7
	教育職(3)	100.0	97.4	2.6	-	-	56.4	43.6
	研究職	100.0	96.1	1.4	1.9	0.5	74.4	25.6
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	75.0	25.0
	医療職(2)	100.0	91.7	6.5	1.9	-	38.0	62.0
	医療職(3)	100.0	98.8	1.2	-	-	18.6	81.4
	条例第7条第1項の給料表行政職(任期付の職)	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
	医療職(3)(任期付の職)	100.0	45.5	27.3	27.3	-	81.8	18.2
医療職(3)(任期付の職)	100.0	14.8	85.2	-	-	14.8	85.2	
関市 係町 職立 員学 校	計	100.0	82.6	17.2	0.2	-	38.5	61.5
行政職	100.0	56.6	38.3	5.1	-	29.9	70.1	
教育職(3)	100.0	83.8	16.2	-	-	39.2	60.8	
医療職(2)	100.0	79.4	20.6	-	-	4.4	95.6	

- (注) 1 構成比は四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。
 2 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 3 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第4表 職員の平均給与月額

(職員給与等実態調査)

給与種目	区分	職員全体(各給料表適用職員)			行政職		
		令和3年4月	令和2年4月	増減率	令和3年4月	令和2年4月	増減率
全 職 員	計	円 384,577	円 383,888	% 0.2	円 346,499	円 345,202	% 0.4
	給料	350,513	349,875	0.2	314,129	313,124	0.3
	扶養手当	11,876	11,857	0.2	10,711	10,687	0.2
	その他	22,188	22,156	0.1	21,659	21,391	1.3
県 関 係 職 員	計	378,001	377,496	0.1	348,060	347,103	0.3
	給料	344,965	344,383	0.2	315,452	314,698	0.2
	扶養手当	12,973	12,942	0.2	11,017	11,019	△0.0
	その他	20,063	20,171	△0.5	21,591	21,386	1.0
学市 校町 職村 員立	計	394,259	393,433	0.2	327,735	323,081	1.4
	給料	358,680	358,079	0.2	298,232	294,834	1.2
	扶養手当	10,260	10,235	0.2	7,030	6,819	3.1
	その他	25,319	25,119	0.8	22,473	21,428	4.9

- (注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
 2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
 3 内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第5表 職員の適用給料表別給与支給状況

(令和3年職員給与等実態調査)

給料表	県関係職員											市町村立学校関係職員									
	全職員	行政職	行政職	公安職	海事職	教育職(1)	教育職(2)	教育職(3)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	条例第7条第1項の給料表	行政職(任職付の職)	医療職(3)(任職付の職)	行政職	教育職(3)	医療職(2)			
① 1人当たり給料月額	円	341,094	313,560	337,939	314,836	323,174	320,822	405,691	369,655	364,046	348,203	463,230	330,744	293,706	642,000	240,300	277,748	345,738	298,232	348,607	264,396
② 1人当たり給料の調整額	円	1,690	569	1,941	616	892	—	—	3,137	—	2,992	10,770	24,213	11,909	—	6,818	—	1,320	—	1,392	—
③ 1人当たり教職調整額	円	7,729	—	5,085	—	—	—	—	13,902	13,271	—	—	—	—	—	—	—	11,622	—	12,251	—
④ 1人当たり扶養手当月額	円	11,876	10,711	12,973	11,017	16,545	14,183	6,739	12,946	16,282	11,432	10,775	9,023	5,779	—	7,091	6,407	10,260	7,030	10,442	6,265
⑤ 1人当たりその他の手当月額	円	22,188	21,659	20,063	21,591	17,083	17,501	11,036	18,074	15,531	22,057	489,360	38,084	21,073	—	10,609	12,146	25,319	22,473	25,486	20,990
⑥ 合計	円	384,577	346,499	378,001	348,060	357,694	352,506	423,466	417,714	409,130	384,684	974,135	402,064	332,467	642,000	264,818	296,301	394,259	327,735	398,178	291,651

(注) 1 1人当たり給料月額(①)、1人当たり給料の調整額(②)及び1人当たり教職調整額(③)は、切替に伴う差額を含めた額である。
 2 1人当たりその他の手当月額(⑤)は、管理職手当、住居手当等である。
 3 各区分欄の合計⑥は、四捨五入の関係で必ずしも①から⑤までの計とは一致しない。
 4 条例とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例である。
 5 任期付の職とは、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された職員の職である。

第6表 職員の扶養親族数別人員

(令和3年職員給与等実態調査)

扶養親族数	区分	該当職員数	うち扶養親族である配偶者を有する者	うち扶養親族である子を有する者	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する者
			人	人	人
合計		10,023	3,367	9,098	525
1	人	2,786	622	1,946	218
2	人	3,316	772	3,233	128
3	人	2,515	1,026	2,513	81
4	人	1,105	715	1,105	55
5	人	236	177	236	34
6	人	52	43	52	7
7	人	10	9	10	1
8	人	2	2	2	1
9	人	1	1	1	0

(注) この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和3年職員給与等実態調査)

区分		計	県関係職員	市町村立学校関係職員
受給者		人 7,178	人 4,497	人 2,681
	手当月額11,000円未満の受給者	4	3	1
	手当月額11,000円以上28,000円未満の受給者	4,166	2,553	1,613
	手当月額28,000円の受給者	3,008	1,941	1,067
手当受給者1人当たり平均手当月額		円 25,817	円 25,831	円 25,793
職員の家族・借居住	受給者	人 68	人 55	人 13
	手当受給者1人当たり平均手当月額	円 13,097	円 13,287	円 12,292

第8表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和3年職員給与等実態調査)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離									受給者計	手当受給者1人当たり平均手当月額
	100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上700km未満	700km以上900km未満	900km以上1,100km未満	1,100km以上1,300km未満	1,300km以上1,500km未満	1,500km以上		
受給者数	人 118	人 13	人 30	人 203	人 26	人 1	人 1	人 1	人 28	人 421	円 49,449

第9表 職員の通勤手当の支給状況

(令和3年職員給与等実態調査)

区分	全 職 員		県 関 係 職 員		市町村立学校関係職員	
	人 数	構成比	人 数	構成比	人 数	構成比
受給者	人 15,131	% 74.4	人 9,667	% 79.8	人 5,464	% 66.4
交通機関等利用者	1,749	8.6	1,689	13.9	60	0.7
交通用具使用者	13,264	65.2	7,875	65.0	5,389	65.5
交通機関等と交通用具の併用者	118	0.6	103	0.9	15	0.2
非受給者	5,214	25.6	2,448	20.2	2,766	33.6
計	20,345	100.0	12,115	100.0	8,230	100.0
手当受給者1人当たり平均手当月額	円 8,314		円 9,590		円 6,057	
職員1人当たり平均手当月額	6,183		7,652		4,022	

(注) 1 受給者の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも「受給者」と一致しない。
2 受給者と非受給者の和の構成比は、四捨五入の関係で必ずしも計と一致しない。

第10表 職員の平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数の推移

(職員給与等実態調査)

年	平 均 給 与 月 額				指 数	対前年 増加率	平均年齢	平均経験 年 数
	給 料	扶養手当	そ の 他	計				
	円	円	円	円		%	歳	年
平成25年	329,801	10,415	21,703	361,919	100.0	-	41.5	18.9
平成26年	349,002	10,376	22,122	381,500	105.4	5.4	41.6	18.9
平成27年	349,972	10,240	22,138	382,350	105.6	0.2	41.6	18.9
平成28年	347,021	10,138	22,167	379,326	104.8	△ 0.8	41.5	18.8
平成29年	347,079	10,820	22,294	380,193	105.0	0.2	41.6	19.0
平成30年	347,924	11,899	22,008	381,831	105.5	0.4	41.8	19.1
平成31年	348,780	11,833	22,072	382,685	105.7	0.2	42.0	19.3
令和2年	349,875	11,857	22,156	383,888	106.1	0.5	42.0	19.4
令和3年	350,513	11,876	22,188	384,577	106.3	0.2	42.2	19.6

(注) 1 給料は、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含めた額である。
2 その他は、管理職手当、住居手当等である。
3 各年の平均給与月額には、その年の給与勧告に基づく改定分は含まれていない。
4 指数とは、平成25年の「平均給与月額」・「計」を100としたものである。
5 対前年増加率とは、「平均給与月額」・「計」に係る対前年増加率である。
6 平成25年の「平均給与月額」は、厳しい財政状況に対処するための臨時的、特例的措置で実施された条例による減額後の額である。
7 「平均給与月額」の内訳は、四捨五入の関係で必ずしも計とは一致しない。

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表（県関係職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）（令和3年職員給与等実態調査）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2									1
3									1
4									1
5	5	9							
6		14							3
7		7							
8		6							
9	8	14							
10		16						1	2
11		14							1
12		9							
13	3	17	1						3
14	3	23							2
15		27							4
16		26				1			2
17	3	33	1					1	2
18	4	21						5	
19	1	22	1					11	
20		16						5	
21	14	30						5	
22	8	29						2	
23	5	23	1					3	
24	2	30	1					4	
25	76	14	5	1		1		4	1
26	10	17	8	3				3	
27	8	17	14	3				4	
28	2	15	4	4					
29	65	20	15	8				2	
30	26	20	8	4			3	1	
31	10	13	8	6	1		9	2	
32	2	22	15	6			9		
33	57	25	23	7	1		3		
34	25	27	15	10			3		
35	19	19	17	10	1		7		
36	3	22	20	10	2		2		
37	30	36	14	6	1		2		
38	13	22	16	15			1		
39	10	20	19	12	1		1		
40	2	28	15	13					
41	14	30	17	26	2		1	1	
42	12	16	10	15	3				
43	9	20	19	35	7		1		
44	5	11	12	33	4	2		1	
45	10	14	19	34	9		2		
46	9	11	14	25	7	1			
47	8	19	8	30	9	1	1		
48	3	8	14	23	13	1			
49	9	13	13	26	13	5			
50	6	10	12	19	11	3			
51	6	5	9	27	16	8			
52	1	10	5	31	16	13			
53	7	11	8	41	21	28			
54	4	10	10	34	17	27			
55	2	6	10	47	15	16	1		
56		6	8	20	17	18			
57	6	6	12	32	24	12			
58	1	2	3	21	21	6			
59	1	3	10	20	13	18			
60		3	3	23	27	15			
61	3	3	3	22	24	8			
62		1	5	19	21	11			
63		2		23	18	7			
64			2	21	23	3			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65	2	2		15	19	7			
66		1	2	18	24	5			
67		2	3	21	24	7			
68		2	4	19	14	4			
69	2	1		10	16	3			
70	2			15	14	1			
71	2	2		12	18	3			
72		2		8	14	2			
73				15	12				
74		1		15	11				
75				14	18	3			
76				7	11				
77			1	11	11	2			
78		1		8	19	1			
79		1		9	19	1			
80				4	10				
81		1	1	4	15				
82				7	7				
83			1	4	15				
84		1		9	9				
85				10	11	12			
86				6	8				
87			1	5	10				
88				2	6				
89				5	1				
90				3	3				
91			1	4	5				
92				6	9				
93				108	74				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103			1						
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113			1						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125		1							
計	538	961	463	1,139	785	256	46	55	23

(注) 1 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当職員がない号給は空欄とした。

2 上記1は、以下第11表の各表について同じである。

総計 4,266

その2 公安職給料表 (警察官に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3	19								
4									
5									
6				1					
7	22								
8									
9									
10									
11	30								
12									
13	8						1		
14	1								
15	11								
16									
17	19								
18									
19	2								
20									
21	49	4							
22	2	4							
23	6	25							
24	3	4							
25	64	7							
26	5			1					
27	11	27			1				
28	1	4							
29	37	13		1	2				
30	3	7		2					5
31	5	21							2
32	3	15		3					3
33	20	17		2					
34	7	9		2					
35	3	23		2	2				
36	3	15		3					
37	11	17		1	2				
38	1	18	6	1	1				2
39	1	28	3	3					
40		16	6	4	1				
41	12	22	8	5	1				
42		24	6	2	1				
43	1	18	4	6	2				
44		17	13	8				7	
45	3	17	7	6	1			5	
46	1	24	12	4	3				
47		8	8	7	2			2	
48		13	10	5	4			8	
49		12	18	8	2				
50		12	15	4	3	1			
51		11	15	5	1	3			
52		8	18	6	5	2			
53		7	14	5	1	3	3		
54		5	16	9	3	2	2	1	
55		7	18	2	6	6	6		
56		10	16	10	1	2	7	2	
57		6	23	8	6	1	1		
58		2	25	2	2	3	5	1	
59			10	5		2	6		
60		2	22	4		1	3		
61			20	6	6	3		1	
62			17	8	13	6	3		
63			14	6	13	3	3		
64		1	15	12	7	2	4		

号給	職務の級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			17	6	3	3	4		
66		2	17	22	6	4			
67			9	18	14	6	2		
68		1	13	15	14		2		
69			17	24	9	1	2		
70		2	17	17	10	2	1		
71		1	12	22	9	3	1		
72			5	21	6	2			
73			10	16	8	3			
74		1	15	18	9	8	1		
75			14	18	5	2	1		
76			6	11	7	3	2		
77			12	16	6		1		
78		1	12	12	6	4	1		
79			11	16	8	3			
80			16	17	14	6			
81			13	16	6	4			
82			11	17	8	2			
83			6	14	7	6	1		
84			6	10	8	6	1		
85			2	15	9	9	2		
86			2	12	5	5			
87			1	12	8	2			
88		1	2	13	6	1			
89			4	14	4	4			
90				9	5	4			
91				8	6	5			
92				3	3	3			
93			2	5	70	20			
94			3	7					
95				11					
96			2	3					
97			5	5					
98			2	4					
99				4					
100				3					
101				8					
102			2	5					
103				7					
104			2	2					
105				5					
106			1	6					
107			1	1					
108				4					
109			2	7					
110			2	1					
111				5					
112			2	4					
113			2	4					
114			1	3					
115				2					
116			1	5					
117				1					
118				5					
119				1					
120				3					
121				2					
122			1	2					
123				2					
124				1					
125			2	8					
126									
127									
128									

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
129	人	人	人	人	人	人	人	人	人
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	364	509	642	717	371	161	66	27	12
								総計	2,869

その3 海事職給料表 (船舶に乗り組む職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15				1			
16							
17							1
18							
19							
20							
21			1				
22							
23							
24			1				
25	1	1					
26							
27			1	2			
28				2			
29				1			1
30							
31		1					
32							
33							
34		1					
35		1			1		
36	1						
37							
38							
39							
40							
41							
42							
43							
44							
45		1					
46							
47		1					
48					1	1	
49							
50							
51		1					
52							
53				2			
54							
55							
56							
57					1		
58							
59							
60							
61	1	1					
62							
63				1			
64		1					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65							
66							
67							
68						1	
69		3					
70							
71							
72				1			
73							
74					1		
75							
76							
77							
78							
79				1			
80							
81							
82							
83				1			
84							
85				1			
86							
87				1			
88							
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
計	3	12	3	15	4	2	2
						総計	41

その4 教育職給料表(1) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13			1	
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24				
25			1	
26				1
27				1
28				
29	2			1
30				1
31				
32				
33				
34				
35				
36			1	
37		1		
38				
39				
40		1		1
41	1			1
42				
43	1			
44				
45				
46			1	1
47				
48			1	
49				
50				
51				
52				
53	1	1	1	
54		1		
55			1	
56				1
57		1		
58				
59				
60	3			
61		2		
62				
63				
64	1			

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				
66				
67				
68				
69				
70			1	
71				
72			1	
73		1		
74			1	
75				
76				
77				
78				
79				
80			1	
81				
82		1		
83			1	
84			1	
85				
86				
87				
88				
89		1		
90				
91				
92				
93	1			
94				
95				
96				
97	1			
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
129				
特 1				*
特 2				*
特 3				*
特 4				*
特 5				*
計	12	10	13	9
			総 計	44

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その5 教育職給料表(2) 〔高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1		2			
2					
3					
4		1			
5		7			
6					
7					
8					
9		3			
10					
11					
12		2			
13		8			1
14		1			
15		1			2
16		2			1
17		18			
18	1				1
19	2				2
20		2			
21		17			5
22		8			1
23		1			2
24		5			2
25		21			7
26		5			5
27		1			7
28		1			8
29		26			9
30		3			2
31		2			4
32		3			6
33	3	25			5
34		4			2
35	1	6			
36		4			
37	3	34			3
38	1	14			
39	2	4			
40	1	9			
41	4	43			
42		15			
43		11		1	
44	1	9			
45	5	49			
46	1	28			
47	2	12		1	
48	1	9		1	
49	6	48			
50	4	20		1	
51	1	13			
52		13			
53	3	56		3	
54	1	22		1	
55		23		3	
56		28	1	4	
57	4	38		5	
58		30		1	
59	3	25	1	2	
60		26		6	
61	5	51	1	3	
62	2	37		6	
63	1	23		4	
64	2	24		8	

号給	職務の級				
	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65	9	41		3	
66	6	41		2	
67	2	20		5	
68	4	27		6	
69	6	49		4	
70	3	29		5	
71	3	29		9	
72	3	23		6	
73	14	37		6	
74	2	35		12	
75	5	29	1	3	
76	2	36		3	
77	3	34		25	
78	2	27			
79	2	22	1		
80	2	27			
81	4	42			
82	7	26			
83	3	27			
84	2	39			
85	7	35	1		
86	6	34			
87	11	38			
88	8	29			
89	7	34			
90	8	33	1		
91	7	45	1		
92	4	40			
93	7	49			
94	6	43			
95	2	55			
96		31	1		
97	6	39	1		
98	5	47			
99	5	58			
100	2	40	1		
101	2	47	2		
102	2	55			
103	1	56			
104	1	51			
105	3	35			
106	1	50	1		
107	1	66			
108	1	50			
109	1	51			
110	1	36			
111		41			
112	1	50			
113	1	33			
114		36			
115	1	32			
116		37			
117	2	35			
118	1	22			
119		36			
120		50			
121	1	29			
122	1	35			
123	2	62			
124		38			
125	1	32			
126	2	33			
127	1	50			
128		47			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129	2	46			
130	1	42			
131		60			
132	1	45			
133		54			
134	1	46			
135	3	42			
136	1	37			
137	1	22			
138		24			
139		27			
140		19			
141	1	10			
142	1	12			
143		4			
144		2			
145		8			
146					
147					
148	5				
149	1				
150					
151	4				
152	1				
153	2				
計	288	3,878	14	139	75
				総 計	4,394

その6 教育職給料表(3) (県関係職員) 〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48			1		
49					
50			2		
51					
52			1		
53					
54					
55					
56					
57			1		
58					
59					1
60					
61			1		
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65					
66		1			
67					
68		1			
69					
70					
71					
72					
73		1			
74					
75		1			
76				1	
77					
78					
79					
80					
81		1			
82					
83					
84		1			
85					
86				1	
87					
88		1			
89					
90					
91					
92					
93		1			
94					
95					
96					
97					
98		1			
99					
100		2			
101					
102		1			
103		1			
104		1			
105					
106		2			
107		2			
108					
109					
110					
111					
112		2			
113		1			
114					
115		1			
116					
117					
118		1			
119					
120					
121		2			
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128		1			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129		1			
130					
131					
132					
133					
134		1			
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142		1			
143					
144		1			
145					
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153					
154					
155					
156					
157					
計	0	36	0	3	0
				総計	39

その7 研究職給料表（試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
1		4			
2					
3					
4					
5		2			
6		1			
7			1		
8					
9		2	1		
10					
11					
12					
13		4			
14		2			
15					
16					
17		2			
18		2			
19					
20			2		
21		1			
22		1	3		
23					
24			2		
25		1			
26					
27		1			
28		3			
29		3	1		
30		2	4		
31			3		3
32			1		1
33		2	1		1
34		5	1		1
35		3			
36		2	1		
37	2	1	1		3
38		1			
39		1	1		
40		1	2		
41		5	1		
42			1	1	1
43		1			
44		2	1		
45					
46		3	1	1	
47		4	1	1	
48				2	
49				1	
50		3		1	
51			1	1	
52		1	1	3	
53			1	1	
54		1	2	3	
55		1	1		
56		2	2		
57				2	
58			2	1	
59		1	1	2	
60		1		3	
61			3		
62			1		
63			1	1	
64				1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	人	人	人	人	人
65			2	2	
66					
67					
68			2	3	
69			2	1	
70		1			
71			3	2	
72			1	1	
73			1	10	
74			1		
75			1		
76			1		
77					
78					
79		1	1		
80			1		
81			1		
82			1		
83			4		
84					
85					
86					
87			2		
88			1		
89			6		
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計	2	74	77	44	10
				総計	207

その8 医療職給料表(1) (保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9	2			
10				
11				
12				
13	3			
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28			1	
29		1		
30		1		
31				
32				
33				
34				
35				1
36				1
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				1
45				
46				
47				1
48				
49				
50				
51			1	
52				
53				
54				
55				
56				
57				1
58				
59				1
60				1
61				
62				
63				
64				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
65				1
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72			2	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84			1	
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	5	2	5	8
			総計	20

その9 医療職給料表(2) (県関係職員) (保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師
その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人						
2							
3							
4							
5		1					
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13		1					
14							
15			3				
16							
17							
18							
19			2				
20			1				
21							
22							
23		2					
24							
25		1					
26							
27		2					
28			1				2
29		1					
30			1				
31		1	2				1
32							
33			1				
34							1
35		2	3				
36			1				
37							
38		1					1
39							
40					1		
41			4				
42							
43							
44			1			1	1
45				1	2		
46				1			
47		1	1		1		
48							1
49				1			
50			1	1			
51					1		
52				2	1	1	
53					1		
54					2		
55					1	1	
56					3	1	
57							
58							
59					2	1	
60				1	1		
61			1			1	
62			1				
63					1		
64					3		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65			1		1	5	
66							
67				1	1		
68			1				
69		1			1		
70				1			
71		1			3		
72							
73			1		1		
74					1		
75							
76				1	2		
77							
78				1			
79							
80					1		
81							
82							
83		1					
84							
85					1		
86							
87			1	1			
88							
89				1			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	16	28	13	33	11	7
						総計	108

その10 医療職給料表(3) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						1
9						
10						
11						1
12						1
13						2
14		2				2
15		1				
16						1
17						1
18		1				
19		3				1
20						
21					1	
22		2				
23		2				
24						
25						
26		3				3
27		4				
28						
29		1				1
30					1	
31		3				1
32		1				1
33						1
34						
35						1
36		1				1
37						1
38						1
39		1				2
40						
41					1	
42					2	
43						
44						3
45						
46						1
47						2
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						1
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64					1	

号給	職務の級					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
65						
66						
67						
68				1		
69						
70						
71						
72					2	
73						
74						
75				1	1	
76						
77						
78						
79						
80						
81				1		
82						
83					1	
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93				1	6	
94						
95						
96				1		
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107				1		
108						
109						
110				1		
111				1		
112						
113				2		
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	人	人	人	人	人	人
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	25	32	16	10	3
					総計	86

その11 行政職給料表（市町村立学校職員）（他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	1								
10									
11									
12									
13									
14									
15	1								
16									
17									
18									
19									
20		2							
21									
22									
23	3								
24		1							
25	1	5							
26	1	2							
27		2							
28		3							
29									
30		4							
31	3	4							
32	1	9							
33		5							
34	3	5							
35	8	4							
36		7							
37	1	7							
38	4	6							
39	9	5							
40	1	3							
41	2	7							
42	3	2		1					
43	5	3							
44			1	1					
45	2	3	1	1					
46		5	3	2					
47	2	1	2						
48		1							
49	1	2	1	5					
50		1	1	3					
51	2	3	2						
52		5	1	2					
53			5	1					
54	1	2		1					
55	1	2	2	1					
56	1	2	1	2					
57		3							
58			2	2					
59		3		6					
60	1	3	1						
61			1	1					
62		1	1		1				
63	1			2					
64		1	2	2					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65		1		4					
66			1	4					
67				1	1				
68				1					
69				4					
70					1				
71				1	1				
72				4	3				
73				3	4				
74				4	4				
75				2	2				
76				2	1				
77	2	1			2				
78				2	5				
79				2	3				
80				2	1				
81				1	1				
82				2	2				
83				2	3				
84					1				
85				2	1				
86				2					
87					4				
88				1	2				
89					2				
90				3	1				
91					3				
92					1				
93				3	5				
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	61	126	28	85	55	0	0	0	0
							総計		355

その12 教育職給料表(3) (市町村立学校職員) 〔中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずる学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員に適用〕

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					1
12					
13		77			
14					
15		2			
16		3			4
17		101			3
18		5			3
19		2			8
20		6			19
21		97			33
22		4			27
23		7			27
24		20			22
25		102			42
26		12			52
27		7			25
28	1	27			18
29		92			20
30		14			11
31		10			12
32		30			13
33		101			6
34		26			6
35		13			5
36		28			3
37		108			6
38		29			
39		26			
40		20			
41		90			
42		28			
43		27		1	
44		35			
45		101		1	
46		33			
47		44			
48		38			
49		102			
50		38		3	
51		39		2	
52		38		2	
53		95			
54		50		4	
55		37		3	
56		34		2	
57		96			
58		45		6	
59		40		2	
60		44		7	
61		90		7	
62		53		4	
63		47		6	
64		47		5	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
65		102		7	
66		54	1	13	
67		56		11	
68		45	2	8	
69		96		8	
70		51	1	4	
71		62		6	
72		40	2	10	
73		78		10	
74		62		16	
75		51	1	15	
76		40		11	
77		57	2	25	
78		43	1	11	
79		48		9	
80		40		27	
81		59		16	
82		50	2	14	
83		56	2	29	
84		36	1	6	
85		43		13	
86		44	1	11	
87		42		7	
88		43	1	7	
89		50		4	
90		48	3	6	
91		44		12	
92		52		5	
93		47	1	26	
94		53			
95		38	1		
96		44			
97		48			
98		46	1		
99		37	1		
100		41	1		
101		52			
102		35			
103		43			
104		53			
105		53			
106		46			
107		51			
108		37			
109		50			
110		58	1		
111		62	1		
112		56			
113		52			
114		59			
115		55			
116		56			
117		51			
118		46			
119		46			
120		44			
121		43			
122		50			
123		49			
124		44			
125		37			
126		35			
127		36			
128		45			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人	人
129		41			
130		57			
131		58			
132		62			
133		55			
134		50			
135		54			
136		71			
137		56			
138		60			
139		72			
140		82			
141		71			
142		87			
143		95			
144		84			
145		87			
146		72			
147		59			
148		59			
149		43			
150		44			
151		31			
152		32			
153		17			
154		14			
155		18			
156		7			
157		23			
計	1	7,011	27	402	366
				総 計	7,807

その13 医療職給料表(2) (市町村立学校職員) (中学校及び小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	人						
2		人					
3		1					
4							
5							
6							
7							
8							
9			1				
10			1				
11							
12		1					
13		1					
14			1				
15			1				
16							
17		1					
18		2					
19							
20							
21		2					
22							
23							
24		1	1				
25		2	3				
26							
27			1				
28		1	1				
29		1					
30		1	2				
31		2	2				
32							
33		2					
34							
35			2				
36			2				
37		3	2				
38		1					
39			1				
40			1				
41		1					
42			2				
43			1				
44							
45							
46			1				
47			1				
48			1				
49			1				
50			1				
51			1				
52			1				
53			4				
54			1				
55							
56							
57							
58							
59							
60			2				
61							
62							
63			1				
64					1		
					1		

給 号	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	人	人	人	人	人	人	人
65					1		
66							
67							
68							
69							
70							
71							
72							
73							
74							
75							
76							
77			1				
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84			1				
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	24	41	0	3	0	0
						総計	68

その14 特定任期付職員

〔高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用〕

号 給	人 員
1	人 *
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
総 計	3

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その15 任期付職員

行政職給料表適用〔任期を定めて採用された職員に適用〕

職務の級	人 員
1	人 8
2	*
3	*
4	*
5	*
6	*
7	*
8	*
9	*
総 計	11

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

その16 任期付職員

医療職給料表(3)適用〔任期を定めて採用された職員に適用〕

職務の級	人 員
1	人 *
2	25
3	*
4	*
5	*
6	*
総 計	27

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員分布

その1 フルタイム勤務職員

(令和3年職員給与等実態調査)

給料表 \ 職務の級	計	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職	人 74	人	人	人	人 72	人 1	人	人 1	人	人	人
海事職	6		1		2		3				
教育職(2)	66	10	56								
教育職(3)	109		109								
研究職	4				4						
医療職(2)	5					5					
医療職(3)	1					1					
給料表計	265										

(注) 該当職員がない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

その2 短時間勤務職員

給料表 \ 職務の級	計	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
行政職	人 89	人	人	人	人 84	人 5	人	人	人	人	人
公安職	42				10	22	7		3		
海事職	1				1						
教育職(3)	92		92								
医療職(2)	8					8					
医療職(3)	9					9					
給料表計	241										

(注) 該当職員がない職務の級は空欄とし、また、ここに示されていない給料表には該当職員はいない。

2 民間給与関係

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となっている職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的

この調査は、職員の給与と民間従業員の給与とを比較・検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）に分類された346事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、昨年を引き続き、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種。うち初任給関係職種12職種）

(3) 調査実人員

調査実人員は3,795人（うち初任給関係464人）で、うち行政職に相当する職種に係る調査実人員は3,680人（うち初任給関係453人）である。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は12,740人で、うち行政職に相当するものは12,386人である。

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

母集団事業所を、産業、企業規模、組織によって12層に層化し、これらの層から134事業所を無作為抽出法によって抽出した。

今回の報告の基礎となった調査における調査完了事業所数は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

従業員の抽出は、臨時の従業員及び役員は全て除外した。また、初任給関係職種以外の調査対象職種について、これに該当する従業員が多数に上るときは、無作為に抽出した。

5 集計

総計及び平均値の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和3年職種別民間給与実態調査)

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満
産 業 計		118 事業所	30 事業所	60 事業所	28 事業所
農 業 , 林 業 , 漁 業		-	-	-	-
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業		19	3	11	5
製 造 業		11	0	9	2
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業		40	10	17	13
卸 売 業 , 小 売 業		16	6	9	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業		4	2	1	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業		28	9	13	6

- (注) 1 上記調査対象事業所のほか、調査不能の事業所が16所あった。
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)
 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの(中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。))」である。
 4 上記調査事業所数は、月例給に関する調査の事業所数である。

第14表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上500人未満	100人未満	
事務・技術関係		円	円	円	円	
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	181,955	187,316	175,483	177,760
		短 大 卒	150,551	151,143	153,295	*
		高 校 卒	156,129	166,594	145,031	138,375
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	182,471	205,500	178,590	173,000
		短 大 卒	164,813	*	161,053	*
		高 校 卒	157,591	165,000	153,178	*
	新 卒 事 務 員 ・ 技 術 者 計	大 学 卒	182,091	189,275	176,581	174,983
		短 大 卒	155,584	155,195	156,258	152,550
高 校 卒		156,580	166,417	149,382	147,700	

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いた額であり、採用のある事業所について平均したものである。
 2 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。

第15表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等
 その1 給与比較の対象職種
 1 規模計

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対 応 級	
			きま って 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	6	46.9	539,683	46	539,637	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄を参照のこと。
	大学卒	*	*	*	*	*		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	3	51.1	538,703	101	538,602		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	3	57.8	720,024	0	720,024	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	-	-	-	-	-		
	短大卒	-	-	-	-	-		
	高校卒	3	57.8	720,024	0	720,024		
	中学卒	-	-	-	-	-		
技 術 関 係 職 種	事務部長	131	50.8	541,118	561	540,557	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	80	50.2	582,853	1,059	581,794		
	短大卒	27	51.4	506,235	4	506,231		
	高校卒	24	51.3	488,835	81	488,754		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	36	51.3	511,482	3,186	508,296		
	大学卒	22	52.7	559,752	5,178	554,574		
	短大卒	6	49.6	442,714	0	442,714		
	高校卒	7	49.7	431,701	0	431,701		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事 務 関 係 職 種	事務部次長	79	49.8	490,674	1,173	489,501	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
	大学卒	53	49.8	579,185	201	578,984		
	短大卒	14	48.9	402,881	23	402,858		
	高校卒	12	50.6	391,860	3,849	388,011		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	36	52.4	595,371	2,393	592,978		
	大学卒	22	51.7	622,008	3,864	618,144		
	短大卒	7	53.8	536,218	0	536,218		
	高校卒	7	53.4	567,832	0	567,832		
	中学卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職		
	242	47.6	479,935	5,326	474,609			
	大 学 卒	140	47.6	505,875	6,091			499,784
	短 大 卒	39	47.6	403,121	2,627			400,494
	高 校 卒	62	47.6	463,404	5,074			458,330
	中 学 卒	*	*	*	*			*
	技 術 課 長	85	49.7	553,773	13,482			540,291
	大 学 卒	45	48.9	549,492	12,662			536,830
	短 大 卒	11	44.9	493,372	39,377			453,995
	高 校 卒	29	52.7	581,807	5,739			576,068
中 学 卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長 代 理	122	48.5	504,234	16,339	487,895	前記課長に事 故等のあると きの職務代行 者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上 を有する者 職 能 資 格 等 が 上 記 課 長 代 理 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中 間 職 (課 長 一 係 長 間)		
	大 学 卒	78	47.6	494,162	19,195			474,967
	短 大 卒	13	50.0	490,552	8,302			482,250
	高 校 卒	31	50.3	537,048	12,306			524,742
	中 学 卒	-	-	-	-			-
	技 術 課 長 代 理	59	49.6	566,942	6,271			560,671
	大 学 卒	27	48.7	564,407	11,023			553,384
	短 大 卒	7	47.7	449,396	7,751			441,645
	高 校 卒	25	51.2	601,430	649			600,781
	中 学 卒	-	-	-	-			-
事 務 係 長	355	45.0	357,974	41,561	316,413	係の長及び係 長級専門職		
	大 学 卒	129	42.6	346,621	40,145			306,476
	短 大 卒	108	46.4	343,988	32,654			311,334
	高 校 卒	115	46.7	383,269	50,566			332,703
	中 学 卒	3	38.9	261,199	10,838			250,361
	技 術 係 長	188	46.1	498,377	89,050			409,327
	大 学 卒	60	45.2	407,724	77,070			330,654
	短 大 卒	38	45.7	414,996	65,492			349,504
	高 校 卒	90	46.8	585,614	105,295			480,319
	中 学 卒	-	-	-	-			-

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事 務 主 任 ・ 技 術 主 任 ・ 関 係 職 種	事 務 主 任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を要する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
	大 学 卒	321	41.0	360,276	39,380	320,896	
	短 大 卒	131	38.5	371,831	47,450	324,381	
	高 校 卒	93	43.5	326,776	26,745	300,031	
	中 学 卒	95	42.6	371,219	38,611	332,608	
	技 術 主 任	*	*	*	*	*	
	大 学 卒	249	41.5	414,133	64,492	349,641	
	短 大 卒	107	41.5	381,052	57,191	323,861	
	高 校 卒	45	42.1	336,413	36,762	299,651	
	中 学 卒	97	41.2	479,822	83,100	396,722	
事 務 係 員	1,070	35.0	248,112	25,493	222,619		
大 学 卒	493	34.0	262,946	31,880	231,066		
短 大 卒	243	37.2	234,403	20,585	213,818		
高 校 卒	331	34.9	237,720	20,488	217,232		
中 学 卒	3	50.4	247,918	6,382	241,536		
技 術 係 員	581	32.2	309,863	55,514	254,349		
大 学 卒	258	31.9	313,888	60,430	253,458		
短 大 卒	117	34.6	263,816	27,667	236,149		
高 校 卒	206	31.3	331,205	65,147	266,058		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 「*」は、調査実人員が2人以下の場合である。(以下、第15表の各表において同じ。)

2 規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 系	支 店 長	3	48.4	639,769	78	639,691	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	-	-	-	-	-	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 関 係 職 種	事 務 部 長	50	50.1	584,996	44	584,952	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大 学 卒	30	49.3	658,328	94	658,234	
	短 大 卒	10	51.3	535,015	0	535,015	
	高 校 卒	10	50.4	508,728	0	508,728	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	4	54.5	889,568	0	889,568	
	大 学 卒	4	54.5	889,568	0	889,568	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	-	-	-	-	-	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 系	事 務 部 次 長	47	50.1	514,222	1,038	513,184	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 専門職(部長一課長間)
	大 学 卒	34	50.4	641,399	0	641,399	
	短 大 卒	5	48.8	400,902	0	400,902	
	高 校 卒	8	50.3	387,513	3,198	384,315	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	14	53.2	825,312	0	825,312	
	大 学 卒	10	52.4	824,983	0	824,983	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構 成員10人以上 の課の長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	行政職 7級、8級	
	事務課長	90	47.4	573,988	4,244			569,744
	大学卒	55	48.0	619,050	6,575			612,475
	短大卒	5	42.2	512,341	0			512,341
	高校卒	30	47.4	508,821	1,069			507,752
	中学卒	-	-	-	-			-
	技術課長	41	51.3	702,554	18,218			684,336
	大学卒	20	49.9	710,712	14,645			696,067
	短大卒	4	47.7	717,406	103,452			613,954
	高校卒	17	53.6	689,490	5,225			684,265
中学卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長 代 理	69	49.2	586,329	15,263	571,066	前記課長に事 故等のあると きの職務代行 者 課長に直属し 部下に係長等 の役職者を有 する者 課長に直属し 部下4人以上 を有する者 職 能 資 格 等 が 上 記 課 長 代 理 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 長 代 理 及 び 課 長 代 理 級 専 門 職 中 間 職 (課 長 一 係 長 級)	行政職 5級、6級	
	大学卒	38	48.2	590,703	18,048			572,655
	短大卒	6	49.7	610,293	15,676			594,617
	高校卒	25	50.7	573,134	10,781			562,353
	中学卒	-	-	-	-			-
	技術課長代理	43	49.9	626,587	3,755			622,832
	大学卒	19	48.4	622,072	8,315			613,757
	短大卒	*	*	*	*			*
	高校卒	22	51.3	632,071	0			632,071
	中学卒	-	-	-	-			-
事 務 係 長	144	44.7	393,814	53,463	340,351	係の長及び係 長級専門職	行政職 3級、4級	
	大学卒	58	42.7	370,346	49,614			320,732
	短大卒	24	45.9	387,574	39,578			347,996
	高校卒	62	46.4	420,409	62,959			357,450
	中学卒	-	-	-	-			-
	技術係長	76	46.4	633,802	107,237			526,565
	大学卒	5	46.3	593,974	97,455			496,519
	短大卒	7	47.8	606,130	97,092			509,038
	高校卒	64	46.3	640,807	109,353			531,454
	中学卒	-	-	-	-			-

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	150	39.2	403,520	42,252	361,268	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級、4級)
	大 学 卒	65	38.2	408,783	49,795	358,988		
	短 大 卒	31	40.7	372,965	27,801	345,164		
	高 校 卒	52	39.8	412,189	39,831	372,358		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 主 任	93	40.3	519,611	94,353	425,258		
	大 学 卒	25	40.1	500,906	89,753	411,153		
	短 大 卒	3	43.3	504,963	79,657	425,306		
	高 校 卒	65	40.2	528,371	97,001	431,370		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 技 術 関 係 職 種	事 務 係 員	351	31.4	257,793	29,163	228,630		行政職1級
	大 学 卒	169	31.4	280,234	39,359	240,875		
	短 大 卒	41	30.8	229,862	14,995	214,867		
	高 校 卒	141	31.5	246,643	24,500	222,143		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 係 員	181	28.9	388,798	74,388	314,410		
	大 学 卒	79	28.1	387,159	82,620	304,539		
	短 大 卒	12	33.8	419,514	53,941	365,573		
	高 校 卒	90	29.0	386,886	69,289	317,597		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

3 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
	人	歳	円	円	円			
事 務 系 職 種	支 店 長	3	44.7	395,225	0	395,225	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	行 政 職 7 級、8 級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	工 場 長	*	*	*	*	*	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
	大 学 卒	-	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 関 係 職 種	事 務 部 長	69	51.8	452,050	2,016	450,034	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。)	
	大 学 卒	46	51.4	464,248	2,883	461,365		
	短 大 卒	14	51.1	433,542	22	433,520		
	高 校 卒	9	54.6	417,884	548	417,336		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	26	50.1	456,441	29	456,412		
	大 学 卒	13	51.3	478,014	61	477,953		
	短 大 卒	6	49.6	442,714	0	442,714		
	高 校 卒	6	49.9	435,630	0	435,630		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
事 務 系 職 種	事 務 部 次 長	27	48.6	414,654	786	413,868	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 (部 長 一 課 長 間)	
	大 学 卒	16	47.4	408,698	955	407,743		
	短 大 卒	8	50.0	416,135	87	416,048		
	高 校 卒	3	52.2	450,475	2,043	448,432		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	22	51.9	449,011	3,917	445,094		
	大 学 卒	12	51.1	456,915	7,007	449,908		
	短 大 卒	5	53.1	417,030	0	417,030		
	高 校 卒	5	52.7	460,958	0	460,958		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 課	事 務 課 長	133	48.2	387,514	5,170	382,344	2係以上又は構成員10人以上の課の長の職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職 5級、6級
	大 学 卒	75	47.8	391,861	4,548	387,313		
	短 大 卒	31	49.1	378,017	3,421	374,596		
	高 校 卒	26	48.4	384,875	9,600	375,275		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長	35	47.9	407,288	5,665	401,623		
	大 学 卒	17	49.2	415,937	5,214	410,723		
	短 大 卒	7	43.3	370,025	4,099	365,926		
	高 校 卒	11	48.9	418,635	7,353	411,282		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 関 係	事 務 課 長 代 理	51	47.9	393,678	17,967	375,711	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級
	大 学 卒	39	47.3	400,855	20,198	380,657		
	短 大 卒	6	51.4	378,829	0	378,829		
	高 校 卒	6	48.2	353,009	20,086	332,923		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 課 長 代 理	13	48.4	390,051	7,646	382,405		
	大 学 卒	6	49.4	428,929	3,475	425,454		
	短 大 卒	4	45.5	372,195	14,953	357,242		
	高 校 卒	3	50.3	342,074	6,140	335,934		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
職 種	事 務 係 長	170	46.5	314,128	28,356	285,772	係の長及び係長級専門職	行政職3級
	大 学 卒	53	44.7	311,361	27,391	283,970		
	短 大 卒	74	47.5	325,663	31,538	294,125		
	高 校 卒	40	47.8	298,895	24,654	274,241		
	中 学 卒	3	38.9	261,199	10,838	250,361		
	技 術 係 長	98	45.8	388,269	76,942	311,327		
	大 学 卒	45	45.3	388,193	76,734	311,459		
	短 大 卒	29	44.5	357,400	57,135	300,265		
	高 校 卒	24	48.3	424,659	100,596	324,063		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 主 任 ・ 技 術 主 任 ・ 技 術 係 員 ・ 関 係 職 種	事 務 主 任	144	42.3	300,404	39,140	261,264	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	55	37.9	315,191	47,962	267,229		
	短 大 卒	54	44.4	289,891	28,643	261,248		
	高 校 卒	35	46.6	291,815	41,020	250,795		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	102	40.6	326,111	40,883	285,228		
	大 学 卒	44	40.0	322,982	42,126	280,856		
	短 大 卒	33	39.6	311,431	36,244	275,187		
	高 校 卒	25	43.1	350,385	44,752	305,633		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 係 員 ・ 関 係 職 種	事 務 係 員	576	37.5	243,276	24,889	218,387		行政職1級
	大 学 卒	273	36.2	254,822	29,217	225,605		
	短 大 卒	163	38.9	236,765	24,248	212,517		
	高 校 卒	139	38.8	224,732	15,399	209,333		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 員	299	32.8	280,157	51,689	228,468		
	大 学 卒	121	31.8	291,806	58,129	233,677		
	短 大 卒	86	33.9	247,675	25,732	221,943		
	高 校 卒	92	33.1	296,262	68,638	227,624		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

4 規模100人未満

職 種 名	調 査 人 実 人	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 6級、7級
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-		
	工 場 長	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)	
	大 学 卒	-	-	-	-		
	短 大 卒	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-		
事 務 部 長	12	54.2	432,866	0	432,866	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大 学 卒	4	55.0	444,632	0	444,632		
短 大 卒	3	54.3	398,977	0	398,977		
高 校 卒	5	53.4	443,788	0	443,788		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 長	6	53.4	487,110	14,713	472,397		
大 学 卒	5	54.2	501,732	17,656	484,076		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 部 次 長	5	50.2	387,811	5,002	382,809	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職(部長一課長間)	
大 学 卒	3	50.7	391,269	0	391,269		
短 大 卒	*	*	*	*	*		
高 校 卒	*	*	*	*	*		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
技 術 部 次 長	-	-	-	-	-		
大 学 卒	-	-	-	-	-		
短 大 卒	-	-	-	-	-		
高 校 卒	-	-	-	-	-		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			き ま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 課 長	人	歳	円	円	円	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	行政職5級	
	事務課長	19	46.1	372,061	13,321			358,740
	大学卒	10	44.3	388,312	12,237			376,075
	短大卒	3	50.3	305,834	3,492			302,342
	高校卒	6	46.8	378,090	20,043			358,047
	中学卒	-	-	-	-			-
	技術課長	9	48.7	396,931	17,328			379,603
	大学卒	8	46.0	399,460	19,494			379,966
	短大卒	-	-	-	-			-
	高校卒	*	*	*	*			*
中学卒	-	-	-	-	-			
技 術 課 長 代 理	*	*	*	*	*	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職4級	
	事務課長代理	*	*	*	*			*
	大学卒	*	*	*	*			*
	短大卒	*	*	*	*			*
	高校卒	-	-	-	-			-
	中学卒	-	-	-	-			-
	技術課長代理	3	50.0	349,875	33,165			316,710
	大学卒	*	*	*	*			*
	短大卒	*	*	*	*			*
	高校卒	-	-	-	-			-
中学卒	-	-	-	-	-			
事 務 係 長	41	41.5	293,454	15,703	277,751	係の長及び係長級専門職	行政職3級	
	事務係長	41	41.5	293,454	15,703			277,751
	大学卒	18	37.2	295,244	16,603			278,641
	短大卒	10	42.1	283,738	12,286			271,452
	高校卒	13	47.1	298,448	17,085			281,363
	中学卒	-	-	-	-			-
	技術係長	14	45.9	361,393	55,538			305,855
	大学卒	10	44.4	366,957	65,948			301,009
	短大卒	*	*	*	*			*
	高校卒	*	*	*	*			*
中学卒	-	-	-	-	-			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	対 応 級	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
								円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 主 任	27	47.3	314,464	21,484	292,980	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職2級 (一部は3級)
	大 学 卒	11	43.5	297,630	26,777	270,853		
	短 大 卒	8	50.4	324,719	12,896	311,823		
	高 校 卒	8	49.5	327,355	22,794	304,561		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 主 任	54	44.5	338,260	41,401	296,859		
	大 学 卒	38	43.6	336,644	44,591	292,053		
	短 大 卒	9	47.3	342,355	25,268	317,087		
	高 校 卒	7	45.2	341,378	46,586	294,792		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 員	143	38.5	231,168	14,115	217,053		行政職1級
	大 学 卒	51	31.7	236,848	15,836	221,012		
	短 大 卒	39	41.5	232,364	14,801	217,563		
	高 校 卒	51	42.6	223,678	12,388	211,290		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 係 員	101	36.2	261,707	34,905	226,802		
	大 学 卒	58	36.7	264,864	36,929	227,935		
	短 大 卒	19	38.3	258,277	23,146	235,131		
	高 校 卒	24	33.2	256,533	38,807	217,726		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

その2 給与比較の対象外職種
規模計

職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
技能・労務関係職種 電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手を除く。	
自家用自動車運転手	*	*	*	*	*	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
守衛	-	-	-	-	-		
用務員	-	-	-	-	-		
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	11	56.1	778,645	0	778,645	港内又は湾内を航行区域とする総トン数5トン以上の船舶の乗組員
	一等航海士・機関士	12	45.4	664,243	152,197	512,046	同上
	二等航海士・機関士	9	39.5	706,675	166,020	540,655	同上
	三等航海士・機関士	12	30.4	546,104	122,939	423,165	同上
	運航士	-	-	-	-	-	同上
	甲板長・操機長	10	54.7	628,087	137,397	490,690	同上
	甲板手・操機手	11	38.2	616,429	154,772	461,657	同上
甲板員・機関員	14	21.6	497,961	125,908	372,053	同上	

職 種 名		調 査 実 人 員	平 年 均 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
教 育 関 係	大学学長・副学長・学部長	*	*	*	*	*	
	大 学 教 授	7	54.6	515,429	0	515,429	
	大 学 准 教 授	6	49.8	450,862	0	450,862	
	大 学 講 師	-	-	-	-	-	
職 種	大 学 助 教	-	-	-	-	-	
	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 教 頭	*	*	*	*	*	
研 究 関 係 職 種	高 等 学 校 教 諭	16	38.9	475,220	0	475,220	
	研 究 所 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の研 究所の長(取締役兼 任者を除く。)
	研 究 部 (課) 長	-	-	-	-	-	2室(係)以上又は構 成員7人以上の部 (課)の長
	研 究 室 (係) 長	-	-	-	-	-	構成員3人以上の室 (係)の長
	主 任 研 究 員	-	-	-	-	-	下位研究員より上位 の者(研究所長の職 名を有する者、上記 研究部(課)長及び 研究室(係)長)を 除く。
	研 究 員	*	*	*	*	*	
	研 究 補 助 員	-	-	-	-	-	

第16表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和3年職種別民間給与実態調査)

企業規模	項目	管理職（課長級）		一般従業員（係員）	
		一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
	規 模 計	65.4 %	34.6 %	66.4 %	33.6 %
	500人以上	61.7	38.3	65.5	34.5
	100人以上500人未満	68.4	31.6	67.8	32.2
	100人未満	64.0	36.0	64.4	35.6

3 標準生計費及び 労働経済指標

第17表 那覇市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和3年4月分）

費目	世帯人員 1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食料費	28,790	46,140	53,890	61,640	69,390
住居関係費	49,510	60,280	51,910	43,540	35,170
被服・履物費	4,820	5,420	6,790	8,160	9,540
雑費Ⅰ	15,640	33,760	41,840	49,930	58,020
雑費Ⅱ	8,780	25,850	25,280	24,710	24,140
合計	107,540	171,450	179,710	187,980	196,260

令和3年4月の標準生計費算定方法

1 標準生計費の各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費・・・食料

住居関係費・・・住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費・・・被服及び履物

雑費Ⅰ・・・保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ・・・その他の消費支出（諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

2 2人～5人世帯については、家計調査における令和2年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ に世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、那覇市と全国の平均4人値から各費目別標準生計費を算定した。

第18表 労働経済指標

項目 年度 年月	①	②	③	④	⑤				⑥				⑦	
	実質国内 総生産 (GDP)	常用雇用 指数前年比 (調査産業計)	有効求人 倍率 (季調値)	完全 失業率 (季調値)	きま って支 給する (調査 産業計)		給与 (調査 産業計)		うち所 定内給 (調査 産業計)		給与 (調査 産業計)		総実労働時間 (調査産業計)	
	前年度比・ 前期比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	沖 縄 県 (千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	全 国 (時間)	沖 縄 県 (時間)
令和元年度	△ 0.5	1.2	1.55	2.3	296.1	0.1	238.2	1.7	271.1	0.2	219.5	0.7	144.2	143.8
令和2年度	△ 4.4	0.0	1.10	2.9	293.3	△ 1.0	238.0	△ 0.1	271.5	0.1	220.2	0.3	140.0	139.0
令和2年4月		0.8	1.30	2.6	295.7	△ 1.3	242.8	0.9	272.9	△ 0.1	224.2	△ 0.9	143.8	138.9
5月	△ 7.9	0.2	1.18	2.8	287.2	△ 2.6	237.1	△ 0.4	268.6	△ 0.3	221.1	0.7	126.9	125.0
6月		0.2	1.12	2.8	290.9	△ 2.2	242.5	1.4	272.2	△ 0.1	226.5	2.5	141.3	139.0
7月		0.2	1.09	2.9	292.7	△ 1.3	240.1	△ 0.1	272.2	0.2	223.0	0.3	145.8	144.7
8月	5.4	0.2	1.05	3.0	291.1	△ 1.6	239.3	0.9	269.9	△ 0.4	221.8	1.2	133.7	136.1
9月		△ 0.1	1.04	3.0	292.9	△ 1.0	239.0	2.3	271.7	0.0	220.8	1.9	140.6	136.7
10月		△ 0.1	1.04	3.1	296.3	△ 0.7	242.1	2.5	273.8	0.3	224.2	2.8	147.4	147.1
11月	2.8	△ 0.1	1.05	3.0	294.2	△ 1.2	239.3	2.4	271.1	△ 0.3	221.0	2.7	143.4	140.9
12月		△ 0.3	1.05	3.0	295.0	△ 0.7	240.8	2.8	271.9	0.1	221.9	2.7	142.3	143.1
令和3年1月		△ 0.3	1.10	2.9	293.0	0.0	230.4	△ 5.2	270.0	0.4	212.8	△ 2.0	135.1	138.1
2月	△ 1.1	△ 0.4	1.09	2.9	292.8	△ 0.3	228.4	△ 5.4	269.9	0.3	211.3	△ 4.3	135.4	131.9
3月		△ 0.2	1.10	2.6	297.3	1.1	234.5	△ 2.6	273.7	1.5	214.1	△ 3.5	145.1	146.3
4月		△ 0.3	1.09	2.8	300.3	1.6	235.9	△ 2.9	275.9	1.1	218.9	△ 2.3	150.4	145.9
5月	0.5	0.2	1.09	3.0	294.9	2.6	231.6	△ 2.3	272.1	1.4	215.0	△ 2.8	136.0	137.4
資料出所	内閣府	厚生労働省	総務省		厚生労働省									

(注) 1 ①、②、⑤、⑥、⑨、⑩、⑪は平成27年基準である。
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模30人以上)の数値である。
 3 ⑨、⑩の令和元年度、2年度の欄は、それぞれ令和元暦年、2暦年の数値である。

⑧ 所定外労働時間 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出								⑩ 消 費 者 物 価 総合指数前年比		⑪ 国内企業 物価指数 前年比	項 目 年 度 年 月
		全 国				那 覇 市				全 国	那 覇 市	前 年 比	
		全国	沖縄県	二人以上の世帯	うち勤労者世帯	二人以上の世帯	うち勤労者世帯	二人以上の世帯	うち勤労者世帯	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	
(時間)	(時間)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	前年比・ 前年同月比 (%)	
12.3	10.1	293.4	2.1	323.9	2.7	210.6	△ 6.9	240.5	△ 4.1	0.5	0.3	0.1	令和元年度
10.6	9.3	277.9	△ 5.3	305.8	△ 5.6	216.2	2.7	251.3	4.5	0.0	△ 0.6	△ 1.4	令和2年度
10.5	8.6	267.9	△ 11.0	303.6	△ 9.9	198.2	△ 13.2	239.6	△ 7.8	0.1	△ 0.7	△ 2.5	令和2年4月
8.6	7.5	252.0	△ 16.2	280.9	△ 15.5	194.5	△ 6.7	226.8	△ 8.5	0.1	△ 0.8	△ 2.7	5月
9.3	9.1	273.7	△ 1.1	298.4	△ 3.3	206.6	2.9	241.0	1.7	0.1	△ 0.6	△ 1.6	6月
10.3	9.9	266.9	△ 7.3	288.6	△ 10.1	211.0	0.2	237.0	△ 5.6	0.3	△ 0.4	△ 1.0	7月
9.9	8.5	276.4	△ 6.7	304.5	△ 6.5	220.8	△ 5.5	231.2	△ 8.6	0.2	△ 0.6	△ 0.6	8月
10.7	9.4	269.9	△ 10.2	304.2	△ 7.7	237.3	13.4	259.9	12.6	0.0	△ 0.7	△ 0.8	9月
11.3	9.9	283.5	1.4	312.3	2.3	211.5	10.2	246.6	16.5	△ 0.4	△ 0.7	△ 2.1	10月
11.4	9.9	278.7	0.0	305.4	0.5	209.6	10.4	243.0	19.7	△ 0.9	△ 0.9	△ 2.3	11月
11.5	10.1	315.0	△ 2.0	333.8	△ 3.4	242.6	16.6	267.3	14.8	△ 1.2	△ 0.9	△ 2.0	12月
11.0	9.7	267.8	△ 6.8	297.6	△ 4.8	231.8	6.5	253.7	△ 2.4	△ 0.6	0.0	△ 1.5	令和3年1月
11.1	9.3	252.5	△ 7.1	280.8	△ 7.4	210.5	△ 4.0	263.5	△ 4.2	△ 0.4	0.0	△ 0.6	2月
12.0	10.2	309.8	6.0	344.1	6.7	221.3	△ 1.8	262.1	△ 9.1	△ 0.2	0.4	1.2	3月
12.1	9.9	301.0	12.4	338.6	11.5	237.2	19.7	273.1	14.0	△ 0.4	△ 0.1	3.8	4月
11.1	9.5	281.1	11.5	317.7	13.1	222.1	14.2	252.5	11.4	△ 0.1	△ 0.1	5.1	5月
総 務 省											日本銀行	資料出所	

4 人事院勧告等の骨子

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（△0.15月分）～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査（完了率82.7%）

<月例給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △19円（0.00%）

〔行政職俸給表（一）適用職員…現行給与407,153円、平均年齢43.0歳〕

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月〔公務の支給月数4.45月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分
民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月（支給済み）	1.125月（現行1.275月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力の醸成を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

令和3年 職員の給与に関する報告及び勧告
公務運営の課題に関する報告

令和3年10月発行

編集・発行 沖縄県人事委員会
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL 098-866-2546 FAX 098-866-2541
印刷 株式会社 東洋企画印刷



- ・古紙配合率70%。白色度73%の再生紙を使用しています。
- ・この報告書は、450部作成し、1部当たりの印刷単価は1,935円（1円未満は切捨）です。

古紙配合率70%
白色度73%の再生紙を使用しています。

